

鹿児島県無電柱化推進計画 [概要]

【令和6年3月一部変更】
【令和4年3月策定】

1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

- 1) 本県における無電柱化の現状
 - ・ 本県における無電柱化は、令和2年度末現在、緊急輸送道路約2,300kmのうち、延べ約72kmが無電柱化されている。
 - ・ 県土の大半をシラス等の特殊土壌に覆われ、台風常襲地帯に位置する本県においては、電柱倒壊による車両の通行止めや停電等の支障が生じており、引き続き無電柱化を求める声が高い状況にある。
- 2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢
個性豊かで魅力ある景観づくりと活力あるまちづくりや、台風常襲地帯である本県における安心・安全な県民生活の実現を図るための無電柱化を推進する。
- 3) 無電柱化の対象道路
以下の道路について、優先的に無電柱化を推進する。
 - ①防災
緊急輸送道路や避難路
 - ②安全・円滑な交通確保
通学路や商店街周辺道路等
 - ③景観形成・観光振興
主要都市や世界自然遺産
地域などの観光地

2 無電柱化推進計画の期間

2021年度から2025年度までの5年間とする。

3 無電柱化の推進に関する目標

2025年度までに約39kmの無電柱化を推進する。

4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1) 無電柱化事業の実施
 - ①電線共同溝方式 ②単独地中化方式 ③軒下配線方式・裏配線方式
 - ④道路事業等に合わせた無電柱化
- 2) 事業のスピードアップ
- 3) 占用制度の運用
 - ①占用制限制度の適切な運用 ②占用料の減額措置
- 4) 関係者間の連携の強化
 - ①推進体制 ②工事・設備の連携 ③民地の活用 ④他事業との連携

5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

- 1) 広報・啓発活動
- 2) 無電柱化情報の共有